

令和8年度								工 事 仕 様 書							
工 事 名				公共下水道污水管（TVカメラ）不明水調査（R8）業務委託											
工 事 場 所				春日部市備後東八丁目地内											
路 河 川 名 称															
事 業 名															
工 事 大 要				視覚調査工 マンホール目視調査工 N=43基 本管テレビカメラ調査工 L=1050m 点検工 マンホール蓋点検工 N=43基 洗浄工 管きょ洗浄工 L=1050m											

案内図



委託名：公共下水道污水管（TVカメラ）不明水調査（R8）業務委託
委託場所：春日部市備後東八丁目地内

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0806) 令和08年06月						
工 期	当 初	自		至	令和 8年 11月 30日		
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月	令和08年06月						
主たる工種	下水道工事 (2)						
施 工 地 域	市街地 (D I D補正) (1) -3						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
下水道施設整備						式			
				1					
管路施設調査						式			
				1					
直接作業費						式			
				1					
視覚調査工						式			
				1					
マンホール目視調査工						基			第1号一位代価表
				43					
本管テレビカメラ調査工						m			第2号一位代価表
				1,050					
点検工						式			
				1					
マンホール蓋点検工						基			第3号一位代価表
				43					
洗浄工						式			
				1					
管きょ洗浄工						m			第4号一位代価表
				1,050					
仮設工						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書								
工事区分 工種 種別 細別・規格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
――― 交通管理工					式			第1号内訳書
				1				
――― 換気工					式			第2号内訳書
				1				
―― 報告書作成工					式			
				1				
――― 報告書作成工（マンホール目視調査工）					基			第5号一位代価表
				43				
――― 報告書作成工（マンホール蓋点検工）					基			第6号一位代価表
				43				
――― 報告書作成工（本管テレビカメラ調査工）					m			第7号一位代価表 緊急度判定等を含む
				1,050				
― 直接工事費					式			
				1				
―― 共通仮設費計					式			
				1				
――― 共通仮設費（率分）					式			
				1				
― 純工事費					式			
				1				
―― 現場管理費					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 工事原価						式			
				1					
_ _ 一般管理費等						式			
				1					
工事価格						式			
				1					
_ 消費税相当額						式			
				1					
工事費合計						式			
				1					

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
◆経費計算情報		
経費適用年月	令和08年06月	
主たる工種	下水道工事（２）	
施工地域	市街地（D I D補正）（1）-3	
除雪工事補正	補正なし	
前払金支出割合	25%を超え35%以下	
契約保証の方法	金銭的保証	
間接工事費率補正（任意乗算補正）		
共通仮設費率補正	0.50	
現場管理費率補正	1.00	

第1号一位代価表(内訳書) 交通管理工

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計					

第2号一位代価表(内訳書) 換気工

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 5kVA		日			
送風機損料 軸流式50/60m3/m i n 【SG010360】		日			
合 計					

第1号一位代価表 マンホール目視調査工

100.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
マンホール目視調査工		基			第7号特殊施工
	100				
合 計		基			
	(1		当り		)

第2号一位代価表

本管テレビカメラ調査工

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本管テレビカメラ調査工		m			第1号特殊施工
	100				
合 計		m			
	(1		当り		

第3号一位代価表

マンホール蓋点検工

100.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
マンホール蓋点検工		基			第9号特殊施工
	100				
合 計		基			
	(1		当り		

第4号一位代価表

管きょ洗浄工

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高圧洗浄車清掃工		m			第3号特殊施工
	100				
合 計		m			
	(1		当り		

第5号一位代価表

報告書作成工（マンホール目視調査工）

100.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工（マンホール目視調査工）		基			第10号特殊施工
	100				
合 計		基			
	(1		当り		

第6号一位代価表

報告書作成工（マンホール蓋点検工）

100.000 基 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工（マンホール蓋点検工）		基			第11号特殊施工
	100				
合 計		基			
	(1		当り		

第7号一位代価表

報告書作成工（本管テレビカメラ調査工）

100.000 m 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工（本管テレビカメラ調査工）		m			第6号特殊施工
	100				
合 計		m			
	(1		当り		

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 本管テレビカメラ調査工
PJ0200

280.000 m 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
普通作業員	人				
本管テレビカメラ搭載車運転工	日				第2号特殊施工
合 計	1	m	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 本管テレビカメラ搭載車運転工
PJ0210

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン レギュラー	L				
運転手(一般)	人				
本管テレビカメラ搭載車損料 直視側視式 小中口径管	hr				
合 計	1	日	当り		

第 0003 号 一位代価表(特殊施工単価) 管きょ洗浄工
PJ0300

700.000 m 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
高压洗浄車運転工 4t 147kw	日				第4号特殊施工
給水車運転工 4t 132kw	日				第5号特殊施工
合 計	1	m	当り		

第 0004 号 一位代価表(特殊施工単価) 高压洗浄車運転工
PJ0310

4t 147kw

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人				
高压洗浄車損料 4t 147KW	時間				
軽油	L				
合 計	1	日	当り		

第 0005 号 一位代価表(特殊施工単価) 給水車運転工
PJ0330

4t 132kw

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)	人				
給水車損料 4t 132KW	時間				
軽油	L				
合 計	1	日	当り		

第 0006 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書作成工 (本管テレビカメラ調査工)
PJ0050

560.000 m 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人				
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
諸雑費 (率のみ)	式				
		1			
合 計	1	m	当り		

第 0007 号 一位代価表(特殊施工単価) マンホール目視調査工
PJ0001

30.000 基 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
普通作業員	人				
ライトバン運転工	日				第8号特殊施工
合 計	1	基	当り		

第 0008 号 一位代価表(特殊施工単価) ライトバン運転工
PJ0002

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	hr				
ガソリン レギュラー	L				
合 計	1	日	当り		

第 0009 号 一位代価表(特殊施工単価) マンホール蓋点検工
PJ0003

40.000 基 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量補助員	人				
ライトバン運転工	日				第8号特殊施工
合 計	1	基	当り		

第 0010 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書作成工 (マンホール目視調査工)
PJ0340

60.000 基 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
合 計	1	基	当り		

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
諸雑費 (率のみ)	式				
		1			
合 計	1	基	当り		

公共下水道管路施設点検調査及び清掃業務委託 標準仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、春日部市（以下、「当市」という。）が管理する下水道管路施設内の調査工、点検工及び清掃工に適用する。

本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

作業に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、作業の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- （２）協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- （１）受注者は、調査及び清掃作業（以下、「作業」という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ① 労働基準法 | （昭和22年法律第49号） 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | （昭和22年法律第50号） 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | （昭和23年法律第186号） 及び同法関連法規 |
| ④ 建設業法 | （昭和24年法律第100号） 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建設基準法 | （昭和25年法律第201号） 及び同法関連法規 |
| ⑥ 港湾法 | （昭和25年法律第218号） 及び同法関連法規 |
| ⑦ 毒物及び劇物取締法 | （昭和25年法律第303号） 及び同法関連法規 |
| ⑧ 道路法 | （昭和27年法律第180号） 及び同法関連法規 |
| ⑨ 下水道法 | （昭和33年法律第79号） 及び同法関連法規 |
| ⑩ 中小企業退職金共済法 | （昭和34年法律第160号） 及び同法関連法規 |
| ⑪ 道路交通法 | （昭和35年法律第105号） 及び同法関連法規 |
| ⑫ 河川法 | （昭和39年法律第167号） 及び同法関連法規 |
| ⑬ 電気事業法 | （昭和39年法律第170号） 及び同法関連法規 |
| ⑭ 騒音規制法 | （昭和43年法律第98号） 及び同法関連法規 |
| ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | （昭和45年法律第137号） 及び同法関連法規 |
| ⑯ 水質汚濁防止法 | （昭和45年法律第138号） 及び同法関連法規 |
| ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 | （昭和47年労働省令第42号） 及び同法関連法規 |
| ⑱ 労働安全衛生法 | （昭和47年法律第57号） 及び同法関連法規 |

⑭ 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 及び同法関連法規

⑮ 環境基本法 (平成5年法律第91号) 及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。

① 現場責任者等通知書及び経歴書

② 委託金額内訳書

③ 委託業務工程表

④ 調査及び清掃作業計画書

⑤ 職務分担表

⑥ 緊急連絡届

⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、調査及び清掃作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

① 委託業務完了書類

② 作業記録写真帳 (第1章「1.1. 作業記録写真」による。)

③ 完了図書1式 (第3章「3. 報告書」による。)

④ 支払請求書

(4) 前記各項のほか、監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び調査及び清掃の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

8. 地元住民等との協調

(1) 受注者は、作業を実施するにあたり、必要に応じて地元住民等に作業内容を説明し、理解と

協力を得ること。

- (2) 受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地域住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
 - (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
- なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、祝日及び休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

11. 作業記録写真

受注者は、次の各号に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

(1) 点検工・調査工

- ① 撮影は、作業延長300m程度またはマンホール及びマンホール蓋20箇所程度に対して、1箇所の安全管理の状況、テレビカメラ（以下、「TVカメラ」という。）など使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指示する内容について行うこと。
- ② 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③ 写真撮影はデジタルカメラを使用し、有効画素数は、以下を目安に設定・撮影すること。
100～150万画素（最適なピクセルサイズとしては（万画素（最適なピクセルサイズとしては（1280×960））

(2) 清掃工

- ① 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- ② 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- ③ 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

- ④ 写真撮影はデジタルカメラを使用し、有効画素数は、以下を目安に設定・撮影すること。
100 ～150 万画素（最適なピクセルサイズとしては（万画素（最適なピクセルサイズとしては（1280 ×960 ））
- ⑤ 撮影頻度
 - ・ 伏越し箇所：全箇所撮影すること。
 - ・ その他：管径別に延長 3 0 0 m程度に対し、1 箇所の割合で撮影すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- （1）受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害などの未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- （2）作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような体制を講じておくこと。
- （3）事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- （1）受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- （2）受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- （1）現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- （2）マンホール、管きょ等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- （3）作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- （4）資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査中（清掃中）等と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガスパ等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 調査工・点検工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機械、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書（作業計画書）

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書（作業計画書）を提出し、承諾を

受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（ＴＶカメラ、ビデオカメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他（監督員の指示する事項等）

（２）調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

（３）調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（４）ＴＶカメラによる調査（内径１５０～１５００mm未満）

- ① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、ＴＶカメラを移動させながら行うこと。
- ③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、ＤＶＤ等に収録すること。

異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をＤＶＤ等に収録すること。

- ④ 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

（５）目視による調査

① 本管潜行目視調査（内径１５００mm以上）

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

なお、調査内容は、ＴＶカメラによる調査に準ずるものとする。

② マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、

マンホール1箇所当たり3枚以上を標準とする。

(6) マンホール蓋調査

マンホール蓋を開閉し、耐荷重種類、転落防止機能、がたつき、蓋違い、表面摩耗、腐食、段差、高さ調整部の損傷等、蓋の表裏面、受枠、周辺舗装等の異常の程度を目視及びスケール測定により調査し、写真撮影(カラー)を行うものとする。

写真撮影(カラー)は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール蓋1箇所当たり3枚以上を標準とする。

(7) 取付管調査

① 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

② 調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲管の不良箇所、管壁のクラック、漏水、取付管口等に十分注意しながら、写真撮影(カラー)を行うものとする。

③ 不良箇所の位置表示は、公共柵中心からの距離とする。

(8) 管口カメラ点検

作業員が地上部より本管の異常の有無を、管口テレビカメラを用いて目視点検するものとする。

管口テレビカメラは、十分な照明なもとマンホール内に挿入し、管きよの布設状況、流水状況、堆積土砂状況、浸入水及び木根侵入等の管きよ内不良箇所をビデオ撮影する。

点検により発見された不良箇所は、ズーム機能を使い、より詳細な確認ができるよう工夫するものとする。

(9) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

(1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

(2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVDに収録すること。

なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

(3) 調査結果の判定基準については、表1-1～1-9に基づき、表1-10～表1-18に示す記録表に記載する。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

① 報告書(表1-10～表1-18)

② 不良箇所写真

③ DVD等(TVカメラ調査の場合)

④ その他監督員の指示するもの

第4章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機械、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込み・運搬
 - 1) 受注者は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出すること。また、受注者は、許可内容に変更が生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、発注者に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出すること。
 - 2) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
 - 3) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
 - 4) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
 - 5) 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
 - 6) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
 - 7) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (4) 土砂等の処分
土砂等の処分は、発注者の指定する処分業者の処分場に搬入すること。
- (5) 機械による清掃作業

高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管路施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

第5章 その他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

受注者は、検査のために必要な資料（完成図書、写真等）を、監督員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- （1）作業箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- （2）その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること。

調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い作成すること。様式に関しては、市指定の様式で作成することを原則とするが、内容を網羅するものであれば、他の様式でも可とする。
- (2) 様式は、A4判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。

また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

(1) TVカメラ調査

- ① 調査目的
- ② 調査概要
- ③ 案内図
- ④ 調査箇所図
- ⑤ 調査総括表（表1-10参照）
- ⑥ 調査集計表（表1-11参照）
- ⑦ 調査記録表（表1-12参照）
- ⑧ 考察
- ⑨ 調査記録写真

(2) 本管潜行目視調査

TVカメラ調査に準ずる

(3) マンホール目視調査

- ①～④：TVカメラ調査に準ずる
- ⑤ 人孔調査集計表（表1-13参照）
- ⑥ 人孔調査記録表（表1-14参照）
- ⑦ 考察
- ⑧ 調査記録写真

(4) マンホール蓋調査

- ①～④：TVカメラ調査に準ずる
- ⑤ マンホール蓋調査集計表（表1-15参照）
- ⑥ マンホール蓋調査記録表（表1-16参照）
- ⑦ 考察
- ⑧ 調査記録写真

(5) 取付管調査

TVカメラ調査に準ずる

(6) 管口カメラ点検

①～④：TVカメラ調査に準ずる

⑤ 管口カメラ点検集計表（表1-17参照）

⑥ 管口カメラ点検記録表（表1-18参照）

⑦ 考察

⑧ 調査記録写真

表1-1 調査記録及び調査集計表記入表示（凡例）

管路施設	種別	記号
本管・取付管	陶管	T.P
	鉄筋コンクリート管	H.P
	硬質塩化ビニル管	V.U
	リブ付硬質塩化ビニル管	R-V.U
	その他	
汚水ます（公共枥）	コンクリート枥	●
	塩ビ枥	○
	マンホール	⊙
	枥無し（管止め）	×
取付管	取付管	—

表1-2 調査判定基準【鉄筋コンクリート管等（遠心力鉄筋コンクリート管含む）及び陶管】

ス パ ン 全 体 で の 評 価	ランク 項目		A	B	C
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向 のたるみ	管きょ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きょ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
管きょ内径 1650mm以上 3000mm以下		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満	

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
	管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
			軸方向のクラックで幅5mm以上		
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満	－
			軸方向のクラックが管長の1/2以上		
	管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	－
	管の継手ズレ		脱却	鉄筋コンクリート管：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管：70mm未満 陶管：50mm未満
	浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付管の突き出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	油脂の付着		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	－
	樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	－
	モルタル付着		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

※1.段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

※2.取付管の突き出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない

場合の調査判定基準とする。

表1-3 調査判定基準【硬質塩化ビニル管】

スパン の 評 価	ランク		A	B	C
	項目				
管 全 体 で	上下方向 のたるみ	管きょ内径 800mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管 一 本 ご と に 評 価	ランク		a	b	c
	項目				
	管の破損及び 軸方向クラック	亀甲上に割れている	—	—	—
		軸方向のクラック			
	管の円周方向 クラック	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm未満	円周方向のクラックで 幅2mm未満
	管の継手ズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満	接合長さの1/2未満
	扁平	たわみ率15%以上の扁平	たわみ率5%以上の扁平	—	—
	変形 ^{※3} (内面に突き出し)	本管内径の 1/10以上内面に突き出し	本管内径の 1/10未満内面に突き出し	—	—
	浸入水	噴き出ている	流れている	にじんでいる	にじんでいる
	取付管の突き出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	本管内径の1/10未満
	油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	—
	樹木根侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	—
	モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	内径の1割未満

※1.段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

※2.取付管の突き出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない
場合の調査判定基準とする。

※3.材料の白化が伴う変形はaランクとする。

表1-4 管きょ調査判定基準

調査項目	異状の特徴
腐食	下水道管路施設の腐食は、主としてコンクリート構造物で特有な化学的侵食に位置付けられる「硫酸による腐食」である。酸性物質や硫酸イオンとの接触によりコンクリート硬化体が分解したり、化合物生成時に膨張したりしてコンクリートが劣化する。
たるみ	たるみは、管きょ周辺地盤の浮上や沈下により管きょが複数本連続して上下方向にズレること。水平方向のズレは「蛇行」という。たるみは塩ビ管に多い。ヒューム管の場合、継手ズレや管きょのマンホールへの突出し・抜けが原因でたるみが部分的に発生することがあり、このような場合は管一本ごとの評価、又はマンホール部の評価とする。たるみにより管きょ内に滞水や汚泥等が堆積し、臭気の発生原因となる。
破損	破損は、外力によってヒューム管や陶管、コンクリート製マンホール等の壁面が欠落したり、塩ビ管では亀甲状に割れたりすること。
クラック	クラックは、外力によって発生した管路内部のひび割れのこと。管きょの場合、軸方向に発生するものと円周方向に発生するものがあり、軸方向のクラックは「破損」に分類される。
継手ズレ	継手ズレは、管きょの継手が外れ脱却したり管軸方向に隙間が開いたりすること。水密性を保持するゴム輪（パッキン）が管きょ内に垂れ下がっている場合も継手ズレと評価する。マンホールでは各ブロックのズレを「目地ズレ」という。
偏平	偏平は、塩ビ管に土圧、荷重等の外力が加わり管きょが押しつぶされ、管きょ断面が楕円のように変形すること。
変形	変形は、塩ビ管の一部に外力が加わり管きょ内面に突き出すなどしたり、管きょ壁面が白化したりすること。
取付け管の突き出し	取付け管の突出しは、取付け管と管きょの接合不良により取付け管が管きょ内に入り込んでしまうこと。
油脂の付着	油脂の付着は、下水に流れ込んだ油脂が冷えて固まり、これが管きょ壁面の水面付近に積層するように固着すること。
樹木根侵入	樹木根侵入は、管きょ継手やマンホール目地から街路樹等の樹木根が入り込んでいること。管きょ内で樹木根が繁茂していると下水の流下を阻害する。
モルタル付着	モルタル付着は、他工事で使用されたモルタルやコンクリート等が街渠ます等に不法投棄され、ますやマンホール、管きょの底部に付着し固化していること。

表1-5 マンホール本体の調査判定基準

部位		異常項目	調査結果		
			A ランク	B ランク	C ランク
マンホール	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ	調整モルタル及びリングのずれ・クラック
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
		クラック	全体的にクラック （人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック （人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック （幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の50％以上	内径の10～50％以上	内径の10％未満
	直壁・躯体 （管口部含む）	腐食	鉄筋露出 （表面pH:1程度）	骨材露出 （表面pH:3未満）	表面の荒れ （表面pH:3以上5以下）
		破損	欠落（陥没）	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
		クラック	全体的にクラック （人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック （人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック （幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	内径の50％以上	内径の10～50％以上	内径の10％未満
		たるみ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満
	足掛金物	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠落	－
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3～1/10の付着	管径の1/10未満の付着
マンホール内環境		臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生

表1-6 マンホール蓋調査の判定ランク及び判定内容

判定ランク	判定内容
A	危険度非常に大、緊急に措置（改築）が必要なレベル
B	危険度大、早期の措置が必要なレベル
C	危険度中、計画的な措置が必要なレベル
D	危険度小、経過観察が必要なレベル
E	問題ないレベル

表1-7 マンホール蓋調査の検査項目及び判定基準

検査項目					判定ランク				
					A ランク	B ランク	C ランク	Dランク	E ランク
機能不足	設置環境適合性	耐荷重	車道	大型車通行あり	T-8	T-14	T-20	－	T-25
				大型車通行なし	－	T-8	－	－	T-14、T-20、T-25
			歩道		－	－	－	－	T-8、T-14、T-20、T-25
		圧力解放耐揚圧性			機能なし	－	－	－	機能あり
		転落防止性			機能なし	－	－	－	機能あり
	機能支障	浮上・飛散防止機能の作動			作動しない (錠、蝶番、脱落、固	－	－	－	正常に作動
		不法開放防止機能の作動 (専用工具以外利用)			容易に開く	－	－	－	正常に作動、 容易に開かない
		転落防止機能の作動 (専用工具以外利用)			作動しない	－	－	－	正常に作動
		開閉機能の作動			人力では開閉不能	勾配面の腐食により開閉困難	食い込み力増大による開閉困難	－	正常に開閉可能
	性能劣化	マンホール蓋	外観（蓋及び枠の破損・クラック）			あり	－	－	－
がたつき			あり	－	－	－	なし		
表面摩耗 (模様高さH)			車道	≦2mm	－	2～3mm	>2mmかつ 錆肌無	>3mmかつ 錆肌有	
			歩道	≦2mm	－	－	2～3mm	>3mm	
腐食(casting 表示の消滅)			－	見えないほど 発せい(錆)	－	見えるが 少し発せい(錆)	なし		
蓋・枠間の 段差			勾配受け構造	蓋沈み	≧2mm	－	－	－	<2mm
				蓋浮き	≧10mm	－	－	－	<10mm
			平受け構造・緩勾配受け構造		≧10mm	－	－	－	<10mm
高さ調整部の損傷(欠け・充填不良・クラック)			あり	－	－	－	なし		
周辺舗装		破損（穴、クラック）			どちらもある状態	クラックあり、かつ、 穴がない	どちらともないが、枠と 路面との間に隙間あり	－	なし
		蓋と周辺舗装の段差			≧20mm	－	－	－	<20mm

表1-8 マンホール蓋の検査項目と異状の特徴

検査項目			異状の特徴
マン ホ ー ル 蓋	設 置 基 準 適 合 性	耐荷重種類別	マンホール蓋が設置環境（道路種別、歩車道別及び道路幅員別等）に対して適正に設置されていなければ、蓋の割れやクラックが発生する等の危険性が高まる。
		圧力解放耐揚圧性	集中豪雨等により蓋の浮上・飛散が発生した場合、通行する車両への事故だけでなく、特に路面が冠水状態にある場合は、マンホール位置が確認できないことから、歩行者がマンホール内へ転落するなどの事故につながる危険性が高まる。
		転落防止性	集中豪雨等により蓋の浮上・飛散が発生した場合、マンホール内への車両や歩行者の転落・落下の危険性が高まる。
	機 能 支 障	圧力解放耐揚圧性の作動	集中豪雨等による蓋の浮上・飛散を防止するための機能を有していても、腐食による錠・蝶番の脱落、固着や減肉による動作不良があれば、機能を十分に発揮できないことになる。
		不法開放防止性の作動	下水道管理者や関係者以外で蓋の開閉が可能な状態は、マンホール内への不法投棄やいたずら等の危険性が高い。
		転落防止性の作動	マンホール内への車両や歩行者の転落・落下を防止するための機能を有していても、腐食による動作不良があれば、機能を十分に発揮できないことになる。
		開閉性の作動	マンホール蓋が開閉できない場合は、点検・調査を行うことができなくなり、管路施設の維持管理上に支障をきたすことになる。
	性 能 劣 化	外観	外観は、マンホール蓋にクラックや欠け、破損があること。クラック・欠け・破損はマンホール蓋の強度に影響を及ぼし、車道に設置されているマンホール蓋については、車両通行により絶えず荷重を受けているため、クラック・欠け等が発生していれば、マンホール蓋破損等による事故発生の危険性が高くなる。また、歩道上であっても緊急車両の乗り入れによるマンホール蓋の破損や、自転車や通行者、及び歩行者のつまずき等の事故が発生するおそれがある。
		がたつき	がたつきは、蓋や枠に揺動があること。がたつきには、蓋のがたつきと枠自体のがたつきによるものがあり、騒音による住民クレームだけでなく、蓋の跳ね上がりや飛散、周辺舗装の損傷につながる等、事故発生の危険性が高い。
		表面摩耗	表面摩耗は、車両通行等により、蓋表面が摩耗していること。蓋の表面模様には管理やデザイン等の表示のほか、車両、特に二輪車のスリップ防止という機能があるため、車両等の通行により表面が摩耗した場合は、摩擦係数が低下してスリップの危険性が高まる。
		腐食	腐食は内部環境（腐食性ガス、水分、温度等）による場合と、外部環境（海岸地帯での海水等）による場合があり、腐食による蓋の減肉は、蓋の強度低下につながり、腐食による鋳出し表示の消滅や開閉障害の発生は、蓋を含む管路施設の維持管理に支障をきたすことになる。
		蓋・枠間の段差	マンホール蓋と枠間の段差は、主として歩行者や車両通行の妨げとなり、また、マンホール蓋の機能喪失（がたつき等）の原因となる危険性が高い。
		高さ調整部の損傷	マンホール蓋の高さ調整部に欠け、充填不良、及びクラック等がある場合、マンホール部の陥没や枠のがたつき、浸入水の原因となる危険性が高い。
周 辺 舗 装		損傷	周辺舗装の損傷は、主として歩行者や車両通行の妨げになり、また、マンホール蓋の機能喪失（がたつき等）等の原因となる。
		蓋と周辺舗装の段差	蓋と周辺の舗装の間で、蓋または枠が周辺舗装から浮いているもの、あるいは沈んでいる状態は、歩行者、車両の円滑な通行に支障をきたし、また、車両通行時の騒音等の原因となる。

表1-9 管口カメラ点検の判定基準

区分		管内異常の有無 (腐食、たるみ、破損、クラック、ズレ、浸入水)	
		無し	有り※2
流下障害物の有無 (樹木根侵入、取付管の突き出し、油脂の付着、モルタル付着) ※1	無し	経過観察	洗浄＋詳細調査
	有り	洗浄＋詳細調査	洗浄＋詳細調査

※1：洗浄によって除去できるものは除く。

※2：異常のランク判定は困難なため行わず、管内異常が見られた場合「有り」とする。

表1-10 調査総括表

No.

[illegible]

No.

[illegible]

表 1-12 管 ぎ よ 調 査 記 録 表

[illegible]

表1-13 人孔調查集計表

[illegible]

表1-14 人 孔 調 査 記 録 表

処理区・処理分区	整理番号	路線番号	人孔番号	人孔蓋種別	斜壁種類	人孔形状	足掛け金物(本)	人孔深(m)

調査部位	異常項目	劣化状況	判定 ランク	写真帳 No.
調整部	調整部状況			
斜壁	腐食			
	破損			
	クラック			
	隙間・ズレ			
	浸入水			
	木根侵入			
足掛金物	腐食・劣化状況			
インパート	インパート状況			
その他				

調査部位	異常項目	劣化状況	判定 ランク	写真帳 No.
直壁 (管口含む)	腐食			
	破損			
	クラック			
	隙間・ズレ			
	浸入水			
	木根侵入			
	たるみ			
流下状況	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況			
マンホール内環境	臭気			
その他				

道路種別	人孔占有位置
国道・県道・市道・私道・その他	車道・歩道・私道・その他

備 考

表1-15 マンホール蓋調査集計表

[illegible]

表1-16 マンホール蓋調査記録表

基本情報	整理番号		路線番号		人孔番号		排除方式	☐ 汚水 ☐ 雨水	事業区分	☐ 公共 ☐ 集排 ☐ 特環	
	道路種別	☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市道 ☐ 私道 ☐ その他 ()	占有位置		☐ 車道 ☐ 歩道 ☐ その他 ()						
	道路幅員	☐ 中央線有り(5.5m以上) ☐ 中央線なし(5.5m未満) ☐ -				舗装種別					☐ アスファルト ☐ コンクリート ☐ 平板ブロック ☐ 砂利 ☐ 土 ☐ その他 ()
	呼び径	☐ φ900 ☐ φ900(親子) ☐ φ600 ☐ φ300(防護) ☐ φ300(直接) ☐ その他 ()						材質	☐ FCD700/600 ☐ FCD ☐ FC ☐ CR ☐ 不明		
	支持構造	☐ 急勾配受け ☐ 緩勾配受 ☐ 平受け				耐荷重種別					☐ T-25 ☐ T-20 ☐ T-14 ☐ T-8 ☐ 不明
	製造メーカー	☐ ヒノテ ☐ 長島 ☐ 日本鑄鉄管 ☐ その他 () ☐ 不明				蓋裏製造年					(西暦 年) ☐ 不明
	マンホール種別	☐ 組立 ☐ JIS ☐ 特殊 ☐ その他 (現場)				人孔深		H=()m			
直(斜)壁上面～路面の高さ		H=()cm									

[マンホール蓋]

点検項目			状 態		判定
機能不足	設置環境適合性	耐荷重	車道 (大型車通行あり)	T-25の蓋設置	☐ E
				T-20の蓋設置	☐ C
				T-14の蓋設置	☐ B
				T-8の蓋設置	☐ A
				不明	☐ 不明
		車道 (大型車通行なし)		T-25の蓋設置	☐ E
				T-20の蓋設置	☐ E
				T-14の蓋設置	☐ E
				T-8の蓋設置	☐ B
				不明	☐ 不明
		歩道		T-25の蓋設置	☐ E
				T-20の蓋設置	☐ E
				T-14の蓋設置	☐ E
				T-8の蓋設置	☐ E
				不明	☐ 不明
		圧力開放耐揚圧性		機能なし	☐ A
				機能あり	☐ E
		転落防止性		機能なし	☐ A
				機能あり	☐ E
	機能支障	浮上・飛散防止機能の作動		作動しない	☐ A
				正常に作動	☐ E
		不法開放防止機能の作動 (専用工具以外利用)		容易に開く	☐ A
				正常に作動、容易に開かない	☐ E
		転落防止機能の作動 (専用工具以外利用)		作動しない	☐ A
				正常に作動	☐ E
		開閉機能の作動		人力では開閉不能	☐ A
				開閉困難(勾配面腐食)	☐ B
				開閉困難(食い込み力)	☐ C
				正常に開閉可能	☐ E

点検項目		状 態		判定		
性能劣化	マンホール蓋	蓋及び枠の破損・クラック		あり	☐ A	
				なし	☐ E	
		がたつき		あり	☐ A	
				なし	☐ E	
		表面摩耗 (模様高さH)	車道	≦2mm	☐ A	
				2～3mm	☐ C	
				>2mmかつ錆肌無	☐ D	
				>3mmかつ錆肌有	☐ E	
			歩道	≦2mm	☐ A	
				2～3mm	☐ D	
				>3mm	☐ E	
			腐食(鋳出し表示の消滅)		見えないほど発錆	☐ B
					見えるが少し発錆	☐ D
		なし			☐ E	
		蓋・枠間の 段差	蓋沈み	≧2mm	☐ A	
				<2mm	☐ E	
			蓋浮き	≧10mm	☐ A	
				<10mm	☐ E	
		平受け構造・ 緩勾配受け構造		≧10mm	☐ A	
				<10mm	☐ E	
		高さ調整部の損傷 (欠け・充填不足・クラック)		あり	☐ A	
				なし	☐ E	
	周辺舗装	破損 (穴・クラック)	どちらもある状態		☐ A	
			クラックあり、かつ、穴がない		☐ B	
			どちらもないが、枠と路面との間に隙間あり		☐ C	
			なし		☐ E	
		蓋と周辺舗装の段差		≧20mm	☐ A	
				<20mm	☐ E	

備考	

表1-17 管口カメラ点検集計表

[illegible]

表1-18 管口カメラ点検記録表

整理番号	路線番号	人孔番号	人孔深	人孔形状

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ スレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異状
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付着
- ☐ 土砂等堆積
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調查結果

☐ 腐食	☐ 樹木侵入
☐ たるみ・蛇行	☐ モルタル付:
☐ 扁平・変形	☐ 土砂等堆:
☐ 破損	☐ 異物
☐ クラック	☐ 滞留
☐ ズレ	☐ ゴム輪
☐ 浸入水	☐ 閉塞
☐ 取付管異:	☐ 調査不能
☐ 油脂付着	

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ スレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異状
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付
- ☐ 土砂等堆
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

☐ 腐食	☐ 樹木侵入
☐ たるみ・蛇行	☐ モルタル付
☐ 扁平・変形	☐ 土砂等堆
☐ 破損	☐ 異物
☐ クラック	☐ 滞留
☐ スレ	☐ ゴム輪
☐ 浸入水	☐ 閉塞
☐ 取付管異	☐ 調査不能
☐ 油脂付着	

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ スレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異状
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付
- ☐ 土砂等堆積
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ ズレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異状
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付着
- ☐ 土砂等堆積
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ スレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異状
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付
- ☐ 土砂等堆
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

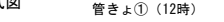
判定

	方向	
管種		
管径		
延長		

調査結果

- ☐ 腐食
- ☐ たるみ・蛇行
- ☐ 扁平・変形
- ☐ 破損
- ☐ クラック
- ☐ スレ
- ☐ 浸入水
- ☐ 取付管異
- ☐ 油脂付着
- ☐ 樹木侵入
- ☐ モルタル付
- ☐ 土砂等堆
- ☐ 異物
- ☐ 滞留
- ☐ ゴム輪
- ☐ 閉塞
- ☐ 調査不能

判定

模式図  ※必ず管きよ①(12時)を下流とすること	位置図	備考	

令和 8 年度

公共下水道污水管（TVカメラ）不明水調査（R8）業務委託

数 量 計 算 書

数量総括表

[illegible]

人孔集計表

備後東地内

人孔番号	人孔分類	人孔数（基）
12667	1号人孔	1
12668	1号人孔	1
12665	1号人孔	1
12671	1号人孔	1
12672	1号人孔	1
12666	1号人孔	1
12679	1号人孔	1
12675	1号人孔	1
12674	1号人孔	1
12680	1号人孔	1
12676	1号人孔	1
12677	1号人孔	1
12678	1号人孔	1
12681	1号人孔	1
12690	1号人孔	1
12691	1号人孔	1
12692	1号人孔	1
12693	1号人孔	1
12688	1号人孔	1
12694	1号人孔	1
12682	1号人孔	1
12684	1号人孔	1
12683	1号人孔	1
12716	1号人孔	1
12717	1号人孔	1
12714	1号人孔	1
12715	1号人孔	1
12718	1号人孔	1
12699	1号人孔	1
12698	1号人孔	1
12697	1号人孔	1
12696	1号人孔	1
12701	1号人孔	1
12700	1号人孔	1
12702	1号人孔	1
12706	1号人孔	1
12703	1号人孔	1
小計		37

人孔集計表

備後東地内

[illegible]

管路延長集計表

備後東地内

管きょ番号	人孔番号		管路延長(m)
	上流	下流	
K-6-3/T41-1	12667	12668	24.88
K-6-3/T41-2	12668	12665	25.00
K-6-3/T41-3	12665	12664	5.05
K-6-2/T41-1	12671	12672	30.04
K-6-2/T41-2	12672	12666	29.95
K-6-2/T41-3	12666	12664	4.27
K-6-T32	12679	12680	9.62
K-6-T31-1	12675	12674	35.03
K-6-T31-2	12674	12680	35.10
K-6-T33	12680	12681	30.14
K-6-T34-1	12676	12677	27.83
K-6-T34-2	12677	12678	27.01
K-6-T34-3	12678	12681	27.08
K-6-T35	12681	12682	30.03
K-6-T36-1	12690	12691	16.93
K-6-T36-2	12691	12692	30.69
K-6-T36-3	12692	12688	31.13
K-6-T37	12693	12688	16.86
K-6-T38-1	12688	12694	24.83
K-6-T38-2	12694	12682	22.71
K-6-T39	12682	12673	37.31
K-6-T30	12683	12684	2.11
K-6-T11-1	12716	12683	28.85
K-6-T11-2	12717	12716	31.24
K-6-T11-3	12718	12717	30.82
K-6-T10-1	12714	12715	23.78
K-6-T10-2	12715	12718	22.75
K-6-T9-1	12699	12718	33.00
K-6-T9-2	12698	12699	27.64
K-6-T9-3	12697	12698	6.10
K-6-T9-4	12696	12697	25.74
K-6-T8-1	12701	12700	24.77
K-6-T8-2	12700	12696	23.94
K-6-T7	12702	12696	29.87
K-6-T6-1	12706	12703	31.33
K-6-T6-2	12703	12702	23.90
	小計		887.33

管路延長集計表

備後東地内

[illegible]

施工箇所図



1/1,500

図面サイズ: A3サイズ

0 20 40 80 120 160 m